

第 1 5 6 4 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時	平成 3 0 年 5 月 2 5 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 5 時 5 3 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第 3 号 平成 31 年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書
の採択の基本方針について (教育指導課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第 2 号 教職員の働き方改革に向けた検討の進め方について (学校企画課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第 11 号 教職員の人事権をめぐる問題に関する調整状況について (総務課・学校企
画課)

第 12 号 平成 30 年度「日本遺産」の認定結果について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(協議事項)

第 3 号 平成 31 年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について (教育指
導課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第 13 号 平成 30 年度 6 月補正予算案の概要について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高橋教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題
門脇教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
高宮教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題、協議第3号
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
日野健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
稲田文化財課調整監	公開議題
米原福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
小村総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	藤田委員	

(議決事項)

第3号 平成31年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について(教育指導課・特別支援教育課)

○常松教育指導課長 平成31年度使用の県立高等学校教科用図書の採択の基本方針についてお諮りする。教科書採択の流れについて1の8を御覧いただきたい。小・中学校、高等学校及び特別支援学校について、平成31年度使用教科用図書の採択の流れについて載せてある。本日の会議では、(2)の表に示すように、高等学校及び特別支援学校高等部について、採択に係る基本方針等をお諮りする。この議決を受けて、各学校が教科書の選定を進めていくことになる。高等学校及び特別支援学校高等部は小・中学校と異なり、毎年、各学校の希望を聞いた上で、所管する県教育委員会が採択することとなっている。この結果については表に示すように、9月の教育委員会会議で報告する予定である。なお、表の中で、特別支援学校高等部の採択に係る基本方針等の通知が高等学校より遅くなっているのは、特別支援学校小・中学部の日程に合わせて通知を行うために遅くなっているということである。

1の6をご覧いただきたい。採択とは、学校で使用する教科書を決定することである。1では、公立学校の教科書の採択権者について載せている。公立学校における教科書の採択権者は、教育委員会となっている。小・中学校と異なり、高等学校と特別支援学校高等部の教科書採択については、法令上の具体的な定めがない。したがって、採択権限を持つ教育委員会が基本方針を定め、採択事務を行っている。2では、教科書の使用義務について示している。3では、採択事務を行う年度を示している。高等学校及び特別支援学校は、毎年採択を行うことができる。

次に、1の2をご覧いただきたい。採択の基本方針について、まず1点目、採択の基本方針についてお諮りする。まず、(1)について、この関係法令については、1の7のところでまとめて記載しているので確認を願う。続いて、(2)について、採択の権限は教育委員会にあるが、高等学校は多様な教育課程を展開しているので、校長の意見、つまり学校に選定を希望する教科書の一覧を提出させて、教育委員会の責任において採択することになっている。2点目、採択の基準についてである。教科書の採択は、高等学校用教科書目録に登載されている教科用図書のうちから行う。目録は、文部科学省の検定に合格した教科書が教科別に一覧となって掲載されている。高等学校は多様な科目が設定されてい

るので、教科書が発行されていないものもある。その際には、一般図書等から適切な図書を採択することとしている。3点目、採択の観点についてである。採択は、各学校の特色や生徒の実態、教育課程に適合した教科書を採択することとしている。4点目、採択に係る留意事項についてである。(1)では、学校の特色や生徒の実態に合った教科書の採択のためには、各学校の教員及び教育委員会事務局の指導主事が教科書研究の充実に努めなければならないことが書かれている。(2)では、過去に教科書発行者による教科書採択の公正性に疑念を抱かせる行為が相次いだことを受けて、教科書採択に当たって、より一層適正かつ公正な採択が確保されるよう、各校への指導を徹底していかなければならないことが示されている。以上の2点を留意事項として挙げている。5点目の採択の手続についてである。現在、各高等学校では、教科書会社から教科書見本が届いている。今後、①から⑤の手続を経て、教科書採択を行っていく。①今回お諮りした採択の基本方針を踏まえ、各学校は教科書見本を参考に教科書研究を進めていく。なお、昨年度から教科書選定の公正性を確保するため、各学校において、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置することとした。各学校は、この教科書選定委員会での審議を経て使用教科書を選定し、選定理由を明らかにして、7月6日までに県教育委員会に採択希望を提出する。②教育委員会事務局、具体には教育指導課になるが、指導主事を中心に調査研究を進め、主として教育課程との整合性等を専門的見地から審査をする。③この審査を経て、必要に応じて学校に対し指導、助言を行う。その後、校長は、選定に変更があれば県教育委員会に採択希望を再報告する。④8月下旬に県教育委員会として採択を行い、9月の教育委員会会議で概要を報告する。⑤また、各学校の採択結果は、9月に各学校に対して通知をすることとしている。

○佐藤特別支援教育課長 続いて、特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について説明をする。1の6ページの、教科書採択についてご覧いただきたい。特別支援学校高等部の教科用図書の採択の場合、高等学校と違う点は、1、公立学校の教科用図書の採択権者等、その米印に書いているが、生徒の発達段階や障害の状態及び特性から、個々の児童生徒ごとに教科用図書を採択するところである。

資料の1の4ページをご覧いただきたい。1の採択の基本方針については、高等学校と同様である。2の採択基準については、採択は、小・中・高、特別支援学校の教科書目録と、文科省、県の一般図書一覧に登載されている図書のうちから行うこととしている。ただし、必要がある場合には、校長の意見に基づき、教科書目録等に登載されている図書以

外を採択することとしている。これは、学校教育法附則第9条に基づいて、教科書目録等の中に適した教科書がない場合に、他の適切な教科用図書を使用することができるということになっているためである。その場合、県で一つ一つ調査研究を行い、審査することとなっている。3の採択の観点については、生徒の発達段階、障害の状態及び特性という文言が入っている。それらに適合したものであるかどうかを考慮した上で厳正に行うとしている。4の採択に係る留意事項については、高等学校と同様である。5の採択の手続については、②から⑤については高等学校と同様である。①について、先ほど、高等学校では教科書選定委員会を設置する説明があったが、特別支援学校ではこれは設けず、各学校で十分な検討の上というふうになっている。これは、特別支援学校の場合は、生徒個々に応じた教科書を選定するに当たって、各学級でまず検討し、各教科で検討、その次、各学部で検討、そして全体で検討するというふうに、幾つもの段階を踏んで十分検討しているためであり、委員会形式において検討することはなじまないということで、そういうふうになっている。図の教科書選定から採択決定通知までの流れについては高等学校と同様であるが、※印のところ、「なお、新入生については合格が決定した2月末に選定を行い、上記と同じ流れで3月に採択する」という記述している。これは、新入生の場合は、10月以降の就学相談会、あるいは教育相談の段階で実態が把握できるために、合格が決定した2月末に選定を行い、同じ流れで3月に採択を行うためである。

○鴨木教育長 ちょうど1年前に、平成30年度教科用図書の採択の基本方針を議決しているが、今回提案があっているこの基本方針は、前年度審議した内容から変更点があるかどうか、その点について、高等学校用、特別支援学校高等部用、それぞれ説明を願う。

○常松教育指導課長 高等学校用については、特に変更はしていない。

○佐藤特別支援教育課長 同じく、特別支援学校も特に変更はしていない。

○鴨木教育長 1年前には、高等学校の校内選定の手続を明確化するというような変更を行ったが、その後、1年たって、今回も前年度と同様の基本方針の提案を受けたということである。その点も確認の上で審議をお願いする。

○森委員 特別支援学校の場合には、個々の状況に応じて一般図書の方からも選出されるということであるが、一般図書から選ばれることは結構あるのか。一般図書の中からの選定はどのようにされるのか。

○佐藤特別支援教育課長 特別支援学校においては、障害種に応じて教育課程が違っている。高等学校と準ずる教育課程をとっているところがあるが、知的障がい特別支援学校の

高等部の場合は、個々の生徒の状況も違っていて、それぞれに選定する図書が違っている。一般図書一覧というものが文科省から、それから県の一般図書一覧、その中からその生徒に合った図書を選定するようになっている。

○森委員 この生徒にはこれがいいというのは、今までの経験や学校の中の先生方が推薦やアドバイスをされるのか。

○佐藤特別支援教育課長 教育委員会としては一覧を提示して、その中で、まず担任が最初に選び、その後教科、あるいは学部、あるいは全体というふうの流れを踏んで選定していくという形になる。

○浦野委員 高等学校の方であるが、必要に応じて、県教育委員会は各学校に指導、助言し、ここで変更があればまた再報告という形をとられているが、例年、指導、助言によって変更がなされたという例はどれぐらいあるものなのか。

○常松教育指導課長 提出書類の表記などで指導、助言というのはあるが、教育課程に合わないからこれはおかしいというような指導は、近年行ってはないというふうに認識している。

○鴨木教育長 正確を期すために、当然再報告が必要になるような助言も行い得るわけであるが、各学校の教科書選定委員会の1次選定が適切に行われていれば再報告を求めるようなことはないわけであって、近年は再報告で教科書がかわったというような例は、極めてまれである。

———原案のとおり議決

(協議事項)

第2号 教職員の働き方改革に向けた検討の進め方について(学校企画課)

○福間学校企画課長 趣旨にあるように、教員の働き方改革に向けて、業務改善の推進で職場環境を整え、教職員の多忙及び多忙感の解消、そしてワーク・ライフ・バランスの適正化を図るため、さまざまな角度から検証し、学校現場によりよい働き方改革プランを策定したいと考えている。

2には、これまで取り組んできた取り組みをまとめている。1点目は、平成24年に

時間外勤務の縮減に向けた指針を通知して、各学校には取り組みを求めている。2点目は、県立学校において、平成26年に校務支援システムを整備して、成績処理とか出欠管理、これを各校で統一できるように扱えるようにしている。市町村では、例えば出雲市などでは導入されている。3点目は、教育長メッセージを通して、教職員の健康管理と職場環境の改善に向けた認識の共有化を図った。4点目は、教職員配置の充実である。これまで小・中学校には少人数学級編制、それから非常勤講師の配置として、にこにこサポート等の配置事業を行ってきた。平成30年度からは、県立学校についても魅力化高校への主幹教諭等の県単加配、あるいは大規模の7高校への業務アシスタントの配置などを行ったところである。

今後の進め方であるが、1点目は、時間外勤務時間の客観的把握の手法の検討として、これまでの県立学校ではエクセルシートの入力する形、自己申告で把握しておったわけだが、そちら、市町村にそういった取り組みについても情報提供してきたわけだが、自己申告だけによらない出退勤時刻の客観的把握のための手法、これも検討したいと思っている。2点目は、時間外勤務縮減に向けた数値目標の設定であるが、例えば、教職員の月当たりの時間外勤務時間の削減であるとか、年次有給休暇の取得日数であるとか、ワーク・ライフ・バランスの意識の向上であるとか、こういったものの数値目標の設定について検討したいと考えている。3番目として、これら目標を達成するための手段について、学校現場における業務改善の工夫、または教職員配置のさらなる充実などを検討していく。この1から3をバランスよく同時並行的に検討することが大切だと考えている。また、文部科学省の学校現場における業務改善加速事業というのがある。これを活用して重点モデル校を設けて、実践をもとに検討していきたいと考えている。さらに、学校業務改善推進委員会を組織する。メンバーに有識者、校長等を交えて、その助言を受けながら実施することを考えている。

2の2ページをご覧いただきたい。具体的取り組みとして考えられることの例を挙げている。業務負担の改善の取り組みとしては、例えば長期休業中、お盆のところあたりを中心に学校閉庁日を設定するとか、あるいは会議や研修、部活動がない日に定時退勤日というのを設定するとか、休養日の設定、部活動のあり方等も見直して、休養日をどうつくっていくか、それから、業務アシスタントか部活動指導員、こういった者の配置など、教員の負担軽減のための人的措置をどうしていくか、学校への調査・照会等、その内容などの事務業務負担の軽減の検討、それから、自治体ごとの働き方改革プランも策定されてきて

いる。出雲市などでも策定されているので、こういった実態把握とか市町村教育委員会の連携強化、それから、学校評価への反映というようなことが考えられる。

また、業務改善促進の取り組みとして、市町村立小・中学校2校と県立学校2校での重点モデル校を設けた研究実践を予定している。それから、業務改善をテーマとした管理職研修の実施、重点モデル校の研究実践の好事例を集約・紹介していくような学校業務改善事例集の作成、従前も行っているメンタルヘルス対策の研修やストレスチェック活用などの実施、学校現場も業務効率化していくために、事務備品を共有管理したり、会議スペースを確保したりと、こういったような職場環境の改善なども考えられると思っている。

2の3ページはそのためのスケジュールであるが、先ほどの2の1ページの3の今後の進め方にあつた3点の①から③を同時並行的に検討していきたいということであるが、まず重点モデル校として、大田市立の大田小学校、第一中学校、浜田高校、松江清心養護学校の4校を指定したいと思っている。①の時間外勤務時間の客観的把握の手法については、他県等、取り組んでおられるところ結構あり、こういった事例であるとか、必要な設備とか、さらに情報収集して立案をしていきたいと考えている。②の目標数値の設定については、実態把握として勤務時間調査を自己申告で実施をする。重点モデル校は全員に行つて、他の学校については抽出で行う予定である。モデル校については、数値目標等も実際に設定して実践検証していき、成果を踏まえて、学校に提供するような数値目標の立案等を、市町村教育長会や小・中・高、県立学校の校長会等と協議しながら学校に適用するような数値目標を立案していきたい。その検証として、また勤務時間調査を実施するというふうに考えている。③の目標を達成するための手段の検討であるが、具体的方策と人的支援について立案をしていきたいと思っている。これらを、一番右にある学校業務改善推進委員会のほうで取り組み方針の検討であるかと、それから、評価や取り組みまとめとしてモデル校の実践を事例集としてまとめて、最終的には、島根県版教員の働き方改革プランを策定していきたいと考えている。

○鴨木教育長 補足的に説明をさせていただきたいと思うが、学校教育をめぐる課題、さまざま存在するが、特に昨今、2つの大きな教育課題が大変重要であるという認識のもとに、我々、島根県の教育委員会としても、都度議論をしてきたと考えている。1つは、本日のこの提案に関係しているが、学校の先生方、教職員の働き方改革をどう進めるのかと、これがまず、大変重要な教育課題の一つであろうと考えている。そして、もう一つが教育の質の向上、あるいは転換の問題であつて、具体的には新しい学習指導要領に向けて学校

教育の質をどう転換していくのか、特に学習指導要領の中で明確になった学力観に即して、児童生徒の資質能力を向上していくために、どのような教育の方法論をとるべきか、このような教育の質の向上というのが2番目の教育課題になっているということであろうと思う。

そして、この2つの大きな課題は、よほど両者を一体的に考えて総合的に策を講じてないと、教育の質的な向上、転換が、現場の先生方にとって新たな負担を増やすということにもなりかねないので、教職員の働き方改革と教育の質の向上、この2つの大きな課題を両立できるように、施策を総合的に講じていくことが必要だというふうに認識をしている。そして、この認識は、島根県の教育委員会として、教育委員の皆様とも、これまでの議論を通じて共有してきているのではないかとというふうに考えている。

このうち、特に教育の質の向上、転換については、平成30年度の予算編成を通じて、幾つもの施策を具体的な予算措置として実現することができたが、もう一方、この重要な教職員の働き方改革については、本日の資料の2の1の2の(1)から(4)に、これまでさまざまな施策を講じてまいっているが、さらにもう一步、教職員の働き方改革につながるような対策を具体的に検討していく必要があるだろうと、このような認識をしているわけである。そういう中で、所管課である学校企画課のほうで検討を進めた結果として、このような方向性で今後の検討を進めていってはどうかという提案である。

以上のような流れを踏まえて、教育委員の皆様には御意見を披露していただければと思っている。

○藤田委員 今、教育長が言われたように、一体的に考えていかないと、教育の質の向上が、それがまた教職員の負担になってはいけないということは、本当に一番重要なことだと思う。今年度、高校への主幹教諭等とかのいろんな加配とか、それから業務アシスタント配置だとかという新しい試みも始まろうとしている。そういったものの成果を見ながら、今後、その中にすぐに出るものではないかもしれない。実態を把握をきちっとした上で、この取り組みを進めていく中で難しいと考えるのは、数値目標の設定である。改善の推進委員会も設けるようであるので、その辺のところを煮詰めながら数値目標を定めていただきたいと思います。

○出雲委員 この働き方改革は、このような教育の現場だけでなく、一般企業、社会全体が今そういう流れになっていると思う。新しいものを新たに取り入れるっていうことは、取り入れるばかりではどんどんまた負担が増えていくわけで、その中で、今まで従来や

ってきたことの整理っていうのも必要になってくるのかなというふうに思っている。構成メンバーの中にも、一般企業等で先進的にいろんな働き方改革をやっている企業の方もいるかと思うので、ぜひそういう方々もそういう話し合いの中に入れて、そういうところからもいろいろなヒントを集めていければいいのではないかと思う。

○真田委員 先ほど教育長が言われたが、主幹教諭等の県単の加配とか、それから業務アシスタントの配置とか、それから部活動員の配置など、随分、質の向上については手を打たれたなという感じがする。先ほども出ているが、数値目標の設定というのは、単に数字を設けても、その内容等々が検討していかないといけないというふうに思う。そういう意味で、学校の業務改善推進委員会を設置されて、助言を受けながら実施されるということだが、構成メンバーの中に、先進的に取り組んでおられる民間の企業の方なんかを加えていただくと、もっともったいいものになるのではないかと思っている。

それから、スケジュールで、4月から始まって来年の3月で、県版の教職員の働き方改革プランの策定ということになっているが、なかなか大変ではないかと思うので、1年から2年、時間をかけてじっくり考えて、どういうことがスクラップできるのかというようなことも考えながらまとめていかれてほうがいいのではないかと考えている。

○浦野委員 勤務時間の削減ということに結構焦点が置かれていると思うが、時間ばかりでなく仕事の中身が変わらないことには、結局、学校に勤務している時間が少なくなっても、どこかにしわ寄せが行って、家に持ち帰って仕事をしなければならないとか、そういうことにもなりかねないと思う。根本的に仕事の中身も見直すことが必要ではないか。例であるが、私が以前アメリカに住んでいた際に、現地の小学校にボランティアをしていたことであるが、担任の先生は技能教科をほとんど持たず、国語と算数と社会が中心で、学年によっては理科を担当が持ったり専科の先生が持たれたりというのもあった。急にそういうふうな大きな改革は無理かもしれないが、勤務している時間内に空き時間があり、その中で教材研究ができたりとか、子どもの課題を見たりとか、そういう時間もとれるとか、何かそういう大きな改革をしていかないと、なかなか進まないと思う。ほかに、給食の時間とか掃除の時間なんかも、小学校の先生はずっと一緒にいないといけないが、向こうの学校はランチはランチルームで一斉に食べて、保護者の方とかその担当の方が子どもたちを見るというようなシステムもあったので、全てが担任に負担が来るのではなく仕事を分散するという考え方があってもいいかと思う。また、高校においても、子どもたちが教室を移動していくシステムを取り入れたりとすると、先生たちにも自分の部屋で

教材の準備ができたりとか、そういうこともできるかもしれないし、ちょっと見方を変えて取り組んでいくのも一つの案かなというふうに思う。

○森委員 この重点モデル校に選ばれた4校というのは、どういう基準で選ばれたのか。

○福間学校企画課長 市町村立学校については、市町村のほうと共同して研究していくということもあるので、地域として学校規模が大きなところから小さなところまでありコンパクトに研究してもらえと考えると、大田市を選定した。大田市の方で、大田小学校と第一中学校が適当ではないかと候補があがっているところである。県立学校については、高校、特別支援についてある程度規模を持った大規模校のところから1校ずつというところで、地域バランスというのも考えて、松江、浜田から1校ずつというふうにした。

○森委員 部活動のあり方の見直しというのは、大分前からこれは意外と取り上げられていることなのであるが、今現状で、部活のあり方の見直しはどのぐらい進んでいるのか。

○佐藤保健体育課長 昨年の8月4日に国の働き方改革、国の方で部活動のあり方のガイドラインの策定が始まったことを受け、県の方も国に倣って、実態調査をしたところである。12月に、その結果を委員の皆さんに報告をして、実際の今の休養日の状況等について報告した。第3回目は、今年2月に開催をし、国のガイドラインの大筋の内容に対していろんな意見をもらうということで進めてきた。先日、4回目の会議では、2月に委員の皆さんからいただいた意見を踏まえ、休養日とか活動時間等について、委員の皆さんに2時間ばかり議論していただいた。その議論の中では、数字ばかりではなく、なぜその日数、あるいは時間にしたか、それから、時期によって当然違うなどいろいろな意見をいただき、実際に適用する学校の生徒、それから顧問の先生、保護者の皆さんが理解、納得できるよう、その考え方について丁寧に書き添えていかないといけないということがあったので、6月の在り方検討会で、丁寧に文書をつけ加えて委員の皆さんにお示しをして、御覧いただくというような手順で進めている。

○前田社会教育課長 今回の部活動の在り方検討委員会については、基本的に運動部を基本にしているが、今後、国において運動部についても同じようなガイドラインを示される予定であるので、運動部系の在り方検討委員会の進捗状況を参考にしながら、同じように文化部系についてもガイドラインを定めていくというふうな方向になろうかと考えている。

○鴨木教育長 ただいま5人の教育委員さんから、それぞれの御意見を披露していただいたが、幾つかの論点あったが、一つは、この働き方改革のプランを策定するに当たって、特にモデル校での実践などを踏まえて分析検証する際に、民間企業の中で行われている働

き方改革についての知見を、やはり参考にしてはどうだろうか。その方法として、例えば委員会にそういった方々の支援が入れるように、そういう方法を考えたかどうかとか、学校だけの見方でこの問題を進めるのではなく、社会全体、民間企業の中における働き方改革、そういった知見を生かしてみてもという御指摘があった。

そして、プランの策定期間についても、2の3に想定するスケジュールは記載されているが、やはりこの問題、大変重要であるので、期限ありきで、その中に何が何でも結論を押し込むというようなことではなく、丁寧に検討する中で、場合によっては中間報告、最終報告というような格好で、少し時間が延びても、丁寧にいいものをつくり上げていってはどうかという趣旨の御発言もあったかと思う。

そして、3点目としては、今回、数値目標の設定というようなことを指向しているわけであるが、数値がひとり歩きをするというようなことは必ずしも望ましくない。その数値目標、具体的には勤務時間の縮減を実現できるだけの裏づけ、そこの部分をやはり丁寧に具体化していく必要があって、場合によっては仕事そのものの見直しであるとか、仕事の分担、あるいはアウトソースなども含めた教職員の皆さんの業務量の軽減などについても、丁寧に検討していくべきであるという御指摘があったかと思う。

以上の御指摘については、この2の1の3番に①、②、③というものを掲げ、この3つを同時並行的に検討していきたいという今回の学校企画課の提案になっている。教職員の働き方改革をめぐるっては、全国的にも他の都道府県教育委員会においても同様の動きが見られるが、幾つかのパターンがあって、かなり多くのパターンは、この②の部分、数値目標を先行させて、その具体化は現場に委ねるというような方法をとっている例も多いわけである。あるいは数値目標を評価するための手法については、これも現場に委ねつつ、自己申告による把握を踏襲するというようなパターンをとっているところも多いわけであるが、本日の学校企画課の提案は、勤務時間の客観的な把握の検討、そして数値目標、さらにはその数値目標を実現するための裏づけとなるような具体的な業務改善であるとか、仕事のあり方の見直しであるとか、さらには教職員配置のさらなる充実、こういったものを3点セットで検討していきたいということであるので、そういった点では、本日の教育委員さんの御指摘と整合するような方向性で、学校企画課としても考えてくれているのではないかというふうに考えている。

本日いただいた御意見を十分に踏まえて、このスケジュールを動かしていくということになるかと思うが、一つ、私も気になったのは、この数値目標の数値を実際に設定し、

学校の現場に適用していくに当たって、それが本当に一律なものになり得るのかという点については、余り結論ありきでそれを固定観念にしないほうがよいかもしれない。小学校、中学校、特別支援学校、高校、それぞれの校種によって現在の働き方の状況にはやはり違いがあり、そして、大規模校、小規模校、それぞれにやはり実態の差異もあるので。今回、このモデル校の実証を踏まえての検討、分析、そして設定になるかとも思うが、必ずしも一律の数値目標にならないこともある程度含みを置きながら、現場で十分にそれを実践していただけるようなものにしていくことが大事なのかなというふうに私は感じた。教育委員さんの御意見を踏まえて、私の感想も申し上げた。

——資料に基づき協議

(報告事項)

第11号 教職員の人事権をめぐる問題に関する調整状況について（総務課・学校企画課）

○福間学校企画課長 教職員の人事権をめぐる問題に関する調整状況について、報告する。前回の教育委員会会議において、4月26日開催の市町村教育長会議において、松江市教育長から持ち帰って検討したいので時間をもらいたいとの発言があり、協議を終えたということまで報告したところである。3ページにあるように、その後、松江市から5月14日付けで4ページにある別紙2の「教職員の人事権をめぐる問題に関する検討要領（案）」で協議に入ることを同意するという旨の回答があった。また、もう一つ附帯意見として、県が公平中立な立場で積極的な調整に入ること、あわせて主体的な判断を行うということを求めるという意見があった。3の2ページにあるように、この松江市の回答も踏まえ、検討に入ることでよいか、改めて各市町村に対し5月17日付文書で意見を伺うということにし、現在これについて意見照会中であるということである。回答にあたっては、各市町村では市長さんや議会との調整も予想されるということであるので、期限というのは設けないこととした。

その後、附帯意見にある県の主体的な判断について、何を意味するのかという問い合わせがあり、こういった主体的な判断とは何を意味するのかの点について6ページにある市町村の教育長会議において鴨木教育長が表明した見解の資料を付し5ページのとおり松江

市を含め送付し、この資料も踏まえ回答いただくようお願いをしているという状況である。

参考意見についてはご覧いただいたとおりであるが、入り口に対して、県は主体的判断をするものではないと、検討のプロセスについて、実際に県の主体的な判断を示す場面というのはどういう場面であるかということが見解に示されているということである。

○鴨木教育長 前回の教育委員会会議でも報告をしたが、4月26日の市町村教育長会議において、この問題について意見交換を行った。その際の意見交換の主なテーマは、本日資料では3の4にある検討要領案、この検討要領案に基づいて検討に入ることでよろしいかということ、4月26日の市町村教育長会議の場で意見交換を行ったわけである。その際、松江市を除く18市町村教育長からは、この検討要領案で検討に入るべきである、あるいは、この検討要領案でなければ検討に入れないという旨の意見が表明された。それに対し松江市からは、持ち帰って検討したいので時間をもらいたいという意見表明があったわけである。その過程において、当日の議論の中で、松江市から、県が主体的に判断すべきであるとの発言があった。若干補足すると、この3の4の検討要領案の第二の1に「この検討は県・市町村の全ての教育長の合意形成を図るためのプロセスと位置づけ、丁寧かつ慎重に議論を進める」としているが、この検討の進め方に対して、その時点の松江市の考え方は、合意形成を図るというよりも、この問題は県がみずから主体的に判断すべきであって、したがって、この検討の場というのは、県が主体的に判断するに当たっての判断材料を論点整理することにとどめるべきではないのかと、そういう趣旨の主張が松江市のほうから提起され、それを出発点として、時間をかけて意見交換を行ったわけである。

当然県の主体的な判断というものはどうあるべきかということについていろいろな意見が交わされたが、その際に私のほうから、この3の6ページに記したような、県が今回のこの検討要領案に基づく検討に際してこの検討要領案を前提にすれば、その中で行い得る県の主体的な判断というのはこういうことではなかろうかという点で、この3の6ページに記載している6つの丸で表記したような内容を私のほうからその会議の場で表明をしたわけである。この考え方については、松江市を除く18市町村教育長は、その場で、そうあるべきであるとはっきりとした意思表示をされたが、この点についても、松江市は持ち帰って検討したいので時間をもらいたいということで、その日の会議を終えたということになる。

そういう一連の文脈から考えると、3の3に記載されている松江市の附帯意見である、

松江市の附帯意見の中に記載されている「主体的な判断」というのは、今のような流れの中で解釈をすると、この3の6に記載した私の見解を前提にしたものではないかというふうに推察はされるが、その点について、まだ現時点で確認作業は行っていない。

そういう意味も込めて、もともとは5月17日付で全ての市町村教育長に対して意見照会を行ったわけであるが、追加資料として、5月21日付でこの3の6の内容を追加しようとして配付をして、これを考慮に入れた上で、松江市を含む全ての市町村教育長にこれに対する回答を寄せていただきたいということで、今、意見照会をしているということである。まだ確認が済んでいない点も幾つかあるので、各市町村教育長からどのような回答があるのか、それを受けとめた上でさらに調整を進めるという状況にあるというふうに私は認識している。

○藤田委員 懇切丁寧に進められているので、今、現段階、各市町村の教育長の皆さんからの回答を待って、またその上でお話をさせていただきたいと考える。

○出雲委員 藤田委員さんが言われたように、その他の市町村のほうからの意見が上がってきて、そこからまた進めていくところなので、今の時点でどうのという特別な意見はない。

○真田委員 19市町村の教育長さんの意見を聞きながら、少しずつ少しずつであるが、スタートに一步一步近づいていかれているなという感じはしているが、なかなか難しい問題だなというのが正直な感想になる。このままこういう形で一步一步進んでいくことが大切だと思う。

○浦野委員 事前にこの資料をもらった際に主体的な判断とは何だろうというふう感じていたが今日の説明で意味が分かった。これを踏まえて今から本格的に検討に入るということで、今からなのかなというふうに私も思っている。

○森委員 まだ私たちの意見というのではなくて、今の説明をお聞きして、前回より一つ、一歩だけ進んでこれからスタートに向かって話し合いをされていくべきところであるし、それから、また私たちもいろんな意見を聞きながらの判断をしたいというふうに思っている。

○鴨木教育長 現時点は、県と全ての市町村の教育長が一堂に会して検討に入るための、その検討の「入り口」に入るための、いわば交通整理に時間をかけて丁寧にプロセスを踏んでいる段階ではあるが、真田委員から御感想もあったが、かなり間合いは詰まってきたなというのは、私自身、調整をしてきた経過からいっても、相当間合いは詰まってきたな

という感じはしている。

最後に残った論点が、松江市が求めている、この県の主体的な判断というものを、今後の検討に際して、検討の「入り口」を入った後の検討プロセス、あるいは「出口」が近づいた際に、県がどのような主体的な判断を行うのか行わないのか、この県の主体的な判断に関する認識を共有すると、これが最後の論点として今残っているのである。これ、やはり検討に入る前に認識の共有をきちんと図っておいた方がいいという考えで、このように時間をかけて丁寧なプロセスを踏みながら、主体的な判断に関する認識の共有化を図ろうとしているところである。

確認であるが、松江市を含む19市町村のほうから、この考え方についてどうかという回答は、今後寄せられる。しかも、各市町村教育委員会では教育長の一存で決めることができないことも想定されるので、それぞれの教育委員会会議に付議をしたり、場合によっては、市町村長、あるいは議会との調整などを踏まえて私どもに回答を寄せられてくる。それを待って、間合いが詰まれば、いよいよ検討に入ることができるということだと思うので、いましばらくお待ちいただければと思う。

——原案のとおり了承

（報告事項）

第12号 平成30年度「日本遺産」の認定結果について（文化財課）

○菽文化財課長 平成30年度「日本遺産」の認定結果について説明する。昨日、5月24日に、平成30年度日本遺産の認定結果が文化庁から発表された。資料は4ページをご覧いただきたい。まず、日本遺産についてであるが、四角の中に示しているとおり、文化庁が平成27年度から実施している補助事業であって、地域の活性化や観光振興などを目的として始まったものである。日本遺産とは、例えば津和野の城下町や奥出雲のたたら製鉄といった各地域の歴史的魅力や特色を通じて、それぞれの地域の文化、伝統を紹介するストーリーを日本遺産という形で認定するものである。

この認定方法については、全国から申請されたストーリーを、文化庁が設置した日本遺産審査委員会で審査して、その審査結果を踏まえて、文化庁自体が決定される。島根県で

は、これまで津和野町の「津和野今昔」、雲南市、安来市、奥出雲町の「出雲國たたら風土記」、出雲市の「日が沈む聖地出雲」が認定となっている。今年度は、これまでのこのような日本遺産の新規認定に加えて、平成27年度から29年度までに既に認定されている日本遺産、これに新しく文化財を加えるという形の認定内容の変更が行われたところである。この新しい制度、認定内容の変更に伴って、県内からは、浜田市にある「外ノ浦の町並み」など4個の文化財と、安来市広瀬町の「富田城跡」が日本遺産の文化財として新たに追加された。

それぞれの概要は、2の(1)、(2)をご覧いただきたい。まず、浜田市の4個の文化財については、平成29年度に認定となった「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間」の構成文化財として加えられたものである。この日本遺産については、江戸時代を中心に栄えた北前船をテーマとしたストーリーを基軸とし、日本海や瀬戸内海沿岸に所在する北前船の寄港地や、そこに残る船主集落、あるいは数多くのゆかりのある文化財などで構成されたものである。このたび、北前船の寄港地であった浜田市の外ノ浦の町並みや、風向きや潮の流れを当時見た日和山方角石など4点の文化財が、この日本遺産に加わったところである。

次に、(2)平成28年度認定の「出雲國たたら風土記」については、雲南市、安来市、奥出雲町に所在する文化財が、これまで構成文化財として含まれているが、いにしへの伝統技法であるたたら製鉄をストーリーの基軸として、玉鋼を製作したたたら跡や、砂鉄を採取した鉄穴流し、この跡地を現在水田に利用しているが、そういった景観などが、この文化財として含まれている。このたび、戦国時代に山陰地方の鉄の流通にかかわった戦国大名、尼子氏の居城である富田城跡が、新たにこの文化財として加わったところである。

今年度現在で、日本全国の日本遺産については67件、島根県内では、これまでの3件に加えて荒波を越えた男たちが加わったので、合計で4件となる。

○真田委員 浜田市のこの遺産であるが、「外ノ浦」というのはどの辺になるのでしょうか。

○萩文化財課長 浜田城などがある市街地近くの湾に外ノ浦の集落がある。ちょうど位置的にも風待ち港に、風の向きの影響を受けないような場所に港が設けられている。

———原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

— 非公開 —

(協議事項)

第3号 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について（教育指導課）

——— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第13号 平成30年度6月補正予算案の概要について（総務課）

○仁科総務課長 平成30年度6月補正予算案の概要について説明する。今回の6月補正予算案は、4月9日の島根県西部を震源とする地震による災害復旧費である。教育委員会の補正額は、12,920千円である。補正予算の内容についてであるが、大田自転車競技上災害復旧事業に1,522千円を計上した。管理棟のクラックやコンクリート剥離の修繕に充てるものであり、施設の所有者である島根県体育協会に対しその修繕費の支援を行うものである。石見銀山遺跡災害復旧事業に、11,398千円を計上した。石見銀山遺跡内にある20か所計28件の国指定史跡などの復旧を支援するものである。また、他部局で予算計上を行う災害復旧事業に記載しているが、県立学校、寄宿舍の復旧のための費用について、31,697千円を県立施設の一元管理をしている管財課で一括予算計上している。この予算案については、6月7日に議会運営委員会の後に公表されることになっている。

——— 原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 15時53分